



# 令和6年度労働者派遣事業 ＜事業報告記載説明資料＞

---

様式第11号（第1面）

（日本産業規格A列4）

許可番号	
事業所枝番号	
許可年月日	年 月 日

労働者派遣事業報告書 （年度報告）  
（6月1日現在の状況報告）

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

（ふりがな）	
1 氏名又は名称	

労働者派遣事業及び請負事業の売上高記入欄が第一面に無い様式が最新の様式（令和6年4月時点）。最新版は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

6 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業		
7 産業分類	名称		分類番号	
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日		~		
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有	2 無	許可・届出番号	
10 親会社の名称			備考	
	①労働者派遣事業の許可番号	②民営職業紹介事業の許可・届出番号		
11 請負事業の実施	1 有	2 無	うち構内請負の実施	1 有
12 備考				
※労働局記入欄				

# 労働者派遣事業 事業報告（様式11号）

## 【記載例】 (11号提出案内文書に同封)

様式第11号（第1面）

●日本産業規格A列4（日本工業規格A列4は不可）

●「事業所枝番号」は、許可証に記載されている番号を記載する。

●報告書を作成した年月日を記載する。  
(令和5年6月3日より前の日付は不可)

労働者派遣事業報告書（年度報告）  
(6月1日現在の状況報告)

厚生労働大臣 殿

提出者 株式会社〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

1 氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇〇		
2 住所	〒(****-****) 三重県津市島崎町**番地** (059) ****-****		
3 代表者の氏名 (法人の場合)	〇〇〇〇 〇〇〇〇	役名 代表取締役	
4 事業所の名称	株式会社〇〇〇〇〇 〇〇〇営業所		
5 事業所の住所	〒(****-****) 三重県津市島崎町**番地**		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	<input checked="" type="radio"/> 2 中小企業	●日本標準産業分類表に基づく産業分類 (細分類4桁)を記載する。 ●日本標準産業分類表は総務省HP参照
7 産業分類	名称	例：労働者派遣業	分類番号 9121
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	事業年度例：令和5年4月1日～令和6年3月31日		
9 民営職業紹介事業との兼業	<input checked="" type="radio"/> 1 有	<input type="radio"/> 2 無	許可・届出番号 24-7-*****
10 親会社の名称	株式会社●●●●●		●「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37号告示)を参照し、請負事業の実施の有無を記載する。 ●製造業の場合は、構内請負の有無を記載する。
	①労働者派遣事業の許可番号	派24-*****	②民営職業紹介事業の許可・届出番号 24-7-*****
11 請負事業の実施	<input checked="" type="radio"/> 1 有	<input type="radio"/> 2 無	うち構内請負の実施 <input checked="" type="radio"/> 1 有 <input type="radio"/> 2 無
12 備考	担当者名：三重 太郎 連絡先：059-226-〇〇〇〇		

※労働局記入欄

## 【様式第11号】

様式第11号（第1面）

(日本産業規格A列4)

許可番号

事業所枝番号

許可年月日

労働者派遣事業報告書（年度報告）  
(6月1日現在の状況報告)

厚生労働大臣 殿

提出者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

1 氏名又は名称			
2 住所	〒( ) ( ) - ( )		
3 代表者の氏名 (法人の場合)		役名	
4 事業所の名称			
5 事業所の住所	〒( ) ( ) - ( )		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	<input type="radio"/> 2 中小企業	
7 産業分類	名称		分類番号
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	～		
9 民営職業紹介事業との兼業	<input type="radio"/> 1 有	<input type="radio"/> 2 無	許可・届出番号
10 親会社の名称			備考
	①労働者派遣事業の許可番号	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
11 請負事業の実施	<input type="radio"/> 1 有	<input type="radio"/> 2 無	うち構内請負の実施 <input type="radio"/> 1 有 <input type="radio"/> 2 無
12 備考			

※労働局記入欄

様式第11号（第1面）

（日本産業規格A列4）

許可番号	
事業所コード	
許可年月日	年 月 日

労働者派遣事業報告書 （年度報告）  
（6月1日現在の状況報告）

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により関係派遣先への派遣割合に係る報告を提出します。

（ふりがな）

**【事業報告提出期間】【様式11号】**  
**6月3日（月）～7月1日（月）**

様式第12号（表面）

（日本産業規格A列4）

労働者派遣事業収支決算書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり収支決算書を作成し提出します。

決算対象期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
2 許可年月日	年 月 日

様式第12号-2（表面）

（日本産業規格A列4）

関係派遣先派遣割合報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

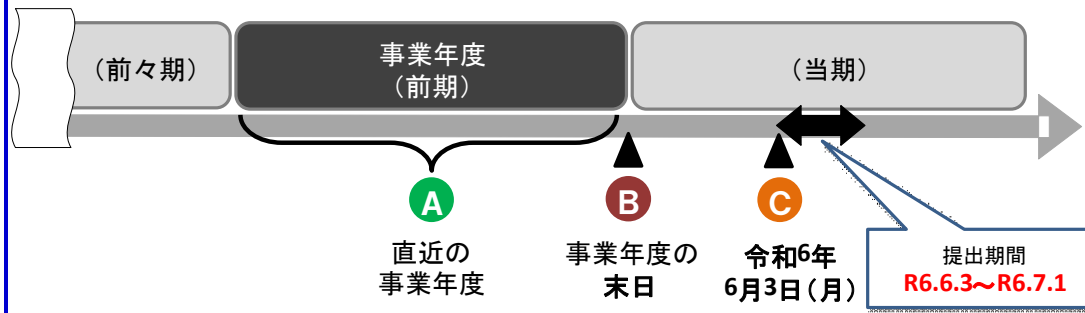
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第3項の規定により関係派遣先への派遣割合に係る報告を提出します。

報告対象期間 年 月 日から  
年 月 日まで

① 許可番号	-	② 許可年月日	年 月 日
（ふりがな）			

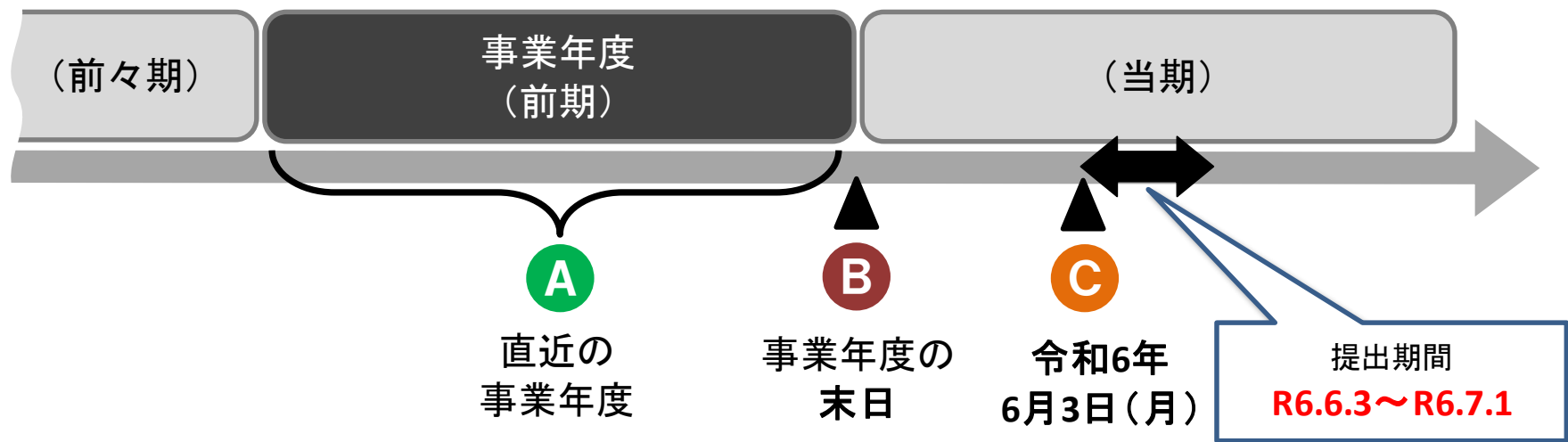
**【事業報告提出期間】**  
**【様式12号】【様式12号-2】**  
**決算月経過後3ヶ月以内に提出**

（報告対象期間及び報告基準日）



(事業主・事業所に関する事項)		
第1面	提出者(提出日時点の事業主)	C
	8欄 事業年度の開始日/終了日	A
	上記以外の項目	B
I 年度報告		
第2面	I(1)派遣労働者数等雇用実績	B
	上記以外の項目	A
第3面	.....	A
第4面	.....	A
第5面	.....	A
第6面	.....	A
II 6月1日現在の状況報告		
第7面	.....	C
第8面	.....	C
第9面	.....	C

（報告対象期間及び報告基準日）



Ⅱ 6月1日現在の状況報告		
第7面	・ ・ ・ ・ ・	C
第8面	・ ・ ・ ・ ・	C
第9面	・ ・ ・ ・ ・	C

# 労働者派遣事業 事業報告（様式11号） 【第1面】

様式第11号（第1面）

（日本産業規格A列4）

許可番号	派24-*****
事業所枝番号	1
許可年月日	平成**年 *月 1日

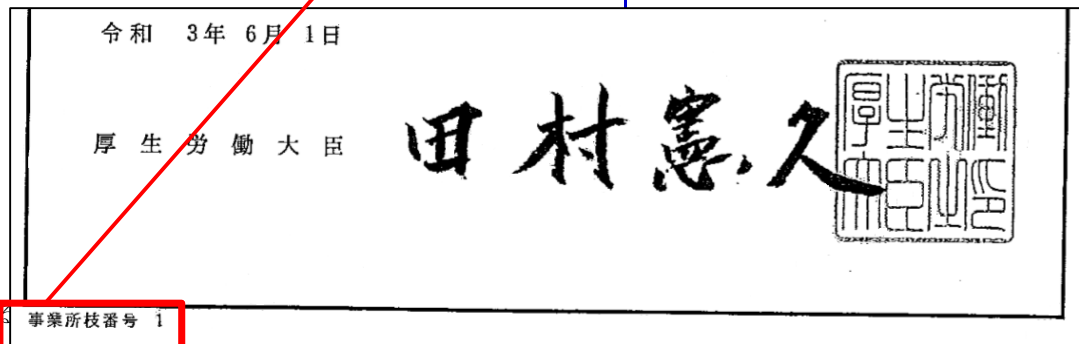
許可証の左下にある  
事業所枝番号を記載する

**\* 派遣実績がない場合も提出は必須です**

**【実績がない場合の記入箇所】**

- ① 第1面はすべて記入
- ② 第2面(1)①(全労働者の人数)
- ③ 第2面の上部欄外に「派遣実績なし」と記入
- ④ 第5面(10)(マージン率等の情報提供の状況)
- ⑤ 第6面(11)①キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数
- ⑥ 第7面の上部欄外に「派遣実績なし」と記入

労働者派遣事業報告書（年度報告）  
（6月1日現在の状況報告）



事業所枝番号 1

(ふりがな)	かぶしがいしゃ○○○○○○○○	
1 氏名又は名称	株式会社○○○○○	
2 住 所	〒(***-****) 三重県津市島崎町**番地** (059) ***-****	
(ふりがな)	○○○○ ○○○○	役 名
3 代表者の氏名 (法人の場合)	○○ ○○	代表取締役
(ふりがな)	かぶしがいしゃ○○○○○○○○ ○○○えいぎょうしよ	
4 事業所の名称	株式会社○○○○○ ○○○営業所	
5 事業所の住所	〒(***-****) 三重県津市島崎町**番地** (059) ***-****	

# 労働者派遣事業 事業報告（様式11号） 【第1面】

5 事業所の住所	〒（***-****） 三重県津市島崎町**番地**			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日本標準産業分類表に基づく産業分類（細分類4桁）を記載する。</li> <li>● 日本標準産業分類表は総務省HP参照</li> </ul>
6 大企業、中小企業の別	1 大企業      ② 中小企業			
7 産業分類	名称	例：労働者派遣業	分類番号	9121
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	事業年度例：令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日			
9 民営職業紹介事業との兼業	① 有      2 無		許可・届出番号	24-7-*****
10 親会社の名称	株式会社●●●●●			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37号告示)を参照し、請負事業の実施の有無を記載する。</li> <li>● 製造業の場合は、構内請負の有無を記載する。</li> </ul>
	①労働者派遣事業の許可番号	派24-*****	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
11 請負事業の実施	① 有      2 無		うち構内請負の実施	① 有      2 無
12 備考	担当者名：三重 太郎 連絡先：059-226-0000			

許可申請又は更新時に申請用紙に記載した名称と番号を確認！



## 許可取得時または許可更新時に提出している様式第1号

（日本産業規格A列4）

様式第1号（第1面）

※ 許可番号	
※ 許可年月日 許可有効期間更新	年 月 日

### 労働者派遣事業 許可有効期間更新 申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 **第5条第1項** の規定により、下記のとおり **第10条第2項** の規定により、下記のとおり  
 許———可 を申請します。  
 許可有効期間更新!

記

(ふりがな)			
1 氏名又は名称			
2 住所	〒 ( ) ( ) -		
3 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	4 全労働者数
5 産業分類（細分類）	名称	分類番号	
6 役員の氏名、役名及び住所（法人の場合）			
(ふりがな) 氏名	役名	住所	
代表者			

ここに記載しているものと同じ分類名、分類番号を記載する。

日本標準産業分類(細分類)

5 事業所の住所		〒（***-****） 三重県津市島崎町**番地**		( 059) ***-****	
6 大企業、中小企業の別		1 大企業 <input type="radio"/> 2 中小企業 <input checked="" type="radio"/>			
7 産業分類	名称	例：労働者派遣業		分類番号	9121
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日		事業年度例：令和5年4月1日～令和6年3月31日			
9 民営職業紹介事業との兼業		1 有 <input checked="" type="radio"/> 2 無 <input type="radio"/>		許可・届出番号	24-1-*****
10 親会社の名称		株式会社●●●●●		備考	
①労働者派遣事業の許可番号		派24-*****		②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
				24-1-*****	
11 請負事業の実施		1 有 <input checked="" type="radio"/> 2 無 <input type="radio"/>		うち構内請負の実施	1 有 <input checked="" type="radio"/> 2 無 <input type="radio"/>
12 備考		担当者名：三重 太郎 連絡先：059-226-0000			

例)  
 3月決算：令和5年4月1日～令和6年3月31日  
 12月決算：令和5年1月1日～令和5年12月31日

※ 5月決算：令和5年6月1日～令和6年5月31日  
 ※ 6月決算：令和4年7月1日～令和5年6月30日

☞ 令和6年6月1日時点で  
 終了している決算期間

※決算月が変更になっている場合は速やかに変更の連絡を！

（日本産業規格 A 列 4）

例) 事業年度が4/1～3/31の場合：令和6年3月31日時点の人数

様式第11号（第2面）

**派遣実績なし**

● 報告対象事業年度内において、労働者派遣の実績がまったくなかった場合は、欄外にその旨を記載し、以下の該当しない項目は空欄とします。

## I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

	計	● 派遣実績が無かった場合でも、「①全労働者」欄の記載は必要です。			
		通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	-	-	-	-
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	2	0
⑥登録者 ※	20	-	-	-	-

※登録制度のある事業主のみ

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）									労働者派遣契約がなかった
	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	

(6) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

● 個別契約ごとに、カウントする。

(2) 労働者派遣事業の売上高

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

● 報告対象年度の事業年度末日現在の人数を記載する。

行っている場合の請負事業に係る金額を記載

(4) 海外派遣労働者数（実人数）

(5) 派遣先に関する事項

● 事業所数

①派遣先事業所数（実数）

● 労働者派遣契約が無かった場合は、○印をする。

(6) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号		教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
教育の内容					
イ	3	2	1	30	1
ロ	5	1	1	30	1
ハ	6	1	2	30	1
ニ	7	1	2	30	2
ホ	8	1	2	30	2

● 事業主

③ 主な派遣先事業主（取引額上位5社）

氏名又は名称	所在地
株式会社〇〇〇〇	三重県桑名市
株式会社□□□□	三重県四日市市
株式会社△△△△	三重県鈴鹿市

● 教育訓練内容に応じて労働安全衛生法第59条、同法施行規則第35条第1項第1号から第8号までの該当する号数(下記1~8)を**最大2つまで**記載する。

- 1.機械等、現材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
- 2.安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能及び取扱い方法に関する事
- 3.作業手順に関する事
- 4.作業開始時の点検に関する事
- 5.業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
- 6.整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- 7.事故時等における応急措置及び退避に関する事
- 8.その他、業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

雇用安定措置の対象労働者とは、  
派遣終了後も継続して就業することを  
希望している者をいいます

● 合計、内数に注意すること。  
※ 無期雇用派遣労働者は雇用安定措置の対象外です。

(8) 雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 （派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置 （新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置 （派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置）を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）		紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置			
計	30	4	2	15	7	7	5	3	0	0	
3年見込み	3	2	2	1	1					0	
2年半から3年未満見込み	5	1		2	1	1	2			0	
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1			0	
1年半から2年未満見込み	5			2	1	2		1		0	
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1		0	
1年未満見込み（※1）	10	1		6	2	2	1	1		0	

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※2 （5）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

（日本産業規格A列4）

様式第11号（第3面）

（9）派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

① 業種別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

● 労働者派遣法第30条の4第1項の協定  
（小数点以下は四捨五入）

● 「全業種平均」は単純平均とする。  
（小数点以下は四捨五入）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者
全業種平均 01～99の合計額／記載業務の合計数	16,600	19,000	15,000	11,400	13,500	13,500	10,000	10,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	22,000	22,000		16,000	16,000	16,000		
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								

● 産業別の「派遣料金」：1人1日8時間当たりの派遣料金（消費税を含む）

$$= \frac{\text{派遣先から得た派遣料金の総額}}{\text{派遣労働者が従事した総労働時間数}} \times 8\text{時間}$$

（小数点以下は、四捨五入）

● 産業別の「賃金」：1人1日8時間当たりの賃金

$$= \frac{\text{派遣労働者に支払った賃金の総額}}{\text{派遣労働者が従事した総労働時間数}} \times 8\text{時間}$$

（小数点以下は、四捨五入）

# 労働者派遣事業 事業報告（様式11号）

# 【第3・4面】

（日本産業規格A列4）

様式第11号（第3面）

（9）派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

●労働者派遣法第30条の4第1項の協定  
（小数点以下は四捨五入）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）	派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）
--	--------------------	------------------------

●「全業務平均」は単純平均とする。  
（小数点以下は四捨五入）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）		派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）	
	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	派遣労働者平均
全業務平均 01～99の合計額/記載業務の合計数	16,600	19,000	15,000	
01 管理的公務員				
02 法人・団体役員				
03 法人・団体管理職員				
04 その他の管理的職業従事者				
05 研究者				
06 農林水産技術者				
07 製造技術者				
08				
09 建築・土木・測量技術者				
10 情報処理・通信技術者	22,000	22,000		
11 その他の技術者				
12 -1 医師				
12 -2 薬剤師				
12 -3 歯科医師、獣医師				
13 -1 看護師				
13 -2 准看護師				

●産業別の「派遣料金」：1人1日

派遣先から得た

派遣労働者が従事した

●産業別の「賃金」：1人1日8時

派遣労働者に支払った

派遣労働者が従事した

様式第11号（第12面）

第3面から第5面まで

28 （9）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるとより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。

29 （9）欄の①欄及び①の（続）欄には、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づくに基づき、該当する派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。「14-3 その他の医療技術者」には「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」の業務の実績は含まれること。なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣労働者も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業等の場合のみ派遣することが認められていることに留意すること。

30 （9）欄の②欄には、報告対象期間（第1面の8欄）内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第4条第1号から第19号までに掲げる業務に従事している場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第4条第2項の規定に基づき准看護師等の看護師が行う業務を含まないこと。

31 （9）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「派遣料金」については、1人1日当たりの派遣料金（消費税を含まず）を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除したたりの金額をもとに、8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。なお、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。

32 （9）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「賃金」（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名目にかかわらず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。）については、1人1日当たりの賃金を報告対象期間（第1面の8欄）内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除したたりの金額をもとに8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。また、日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第19号までに掲げる業務だけでなく日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。

様式第11号（第5面）

㊦ 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	21,500	18,000	0
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	0
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			

「全業務平均」は左記令第4条以外の業務も含めた日雇（60歳以上や屋間の学生等）料金の平均を記載。  
 令第4条に該当しない日雇派遣のみの場合は、全業務平均のみを記載。

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	○
その他（ ）	

● 複数選択可 記載漏れのないように。  
 ※令和3年4月1日より、マージン率等については、原則として、インターネットによる情報提供が必要となっています。【労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】



# 労働者派遣事業 事業報告（様式11号） 【第6面】

様式第11号（第6面）

キャリアコンサルタント以外の担当者については必ず記入

「派遣実績なし」の場合でも必ず記入して下さい

派遣元責任者がキャリアコンサルティングの担当者を兼任している場合は、兼任状況(人数)を記入

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	2	
キャリアコンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者	2	2		—	2	
営業職	1	1		—	1	
その他	1	1		—	1	

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数					
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者

● キャリアコンサルティングの実績が無くても、**キャリアコンサルティングの対象となる派遣労働者数の記載は必要です。**（直近の事業年度内の全派遣労働者数です。年度途中で退職した労働者を含みます）

# 労働者派遣事業 事業報告（様式11号） 【第6面】

40				10				30				30				5				25				30				5				25				1, 2, 3 いずれかに○															
◎ キャリアアップに資する教育訓練 (1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)																例) フルタイム (1年以上雇用見込み)																																			
訓練の内容等	対象となる派遣労働者				【上記】実施時間の総計 【派遣者数×教育訓練1コマの時間】(複数回実施の場合は、その合計)				訓練の方法の別				訓練の実施主体の別				訓練費負担の別				資金支給の別																														
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1 対面的なOT	2 OPE-JT	3 OTT	4 その他	1 事業主	2 派遣先	3 訓練機関	4 その他	1 派遣 【派遣費負担なし】	2 派遣 【派遣費負担あり】	3 資費	1 資給 【資給割合なし】	2 資給 【資給割合あり】	3 資給																													
イ 入職時等基礎的訓練	各項目の番号																																																		
(イ) 新規採用者訓練 1人あたり4時間	1				40				1				1				1				1																														
(ロ)	10				10																																														
ロ 職能別訓練	例) 決算期間内に訓練を行った派遣労働者が30人																																																		
(イ) システム設計・技能研修 4時間	2		2		40	40	20	20	1																																										
(ロ) O/A機器操作訓練 4時間	2		5		20	20	12	8	2																																										

※記載要領  
第13面39～50番

ロ その他の教育訓練	(イ) ビジネススキル研修 1時間	2		2		5	5	3	2	5	5	3	2	1				1				
(ロ)		5	5	3	2	5	5	3	2													
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)																105	105	55	50	1～3年目のaの合計 (c)		265
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)																10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)		25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)																10	10	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)		10
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った資金額 (1人1時間当たり平均)																				1500		※記入漏れ/最低賃金に注意!

様式第11号（第7面）

## II 6月1日現在の状況報告

### 1 派遣労働者の実人数

#### ① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
42	25	23	9	9	2	2	6	6

● 派遣労働者計 42 = □25 + □2 + △6 + △9

#### ② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者	<b>特定製造従事者</b>				
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	5
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					

●「特定製造業務」: 物の溶融、鋳造、加工、組立て、塗装する業務、製造用機械の操作の業務及びこれらと密接不可分の付随業務として複数の加工・組立て業務を結ぶ場合の運搬、選別、洗浄等、物を製造する工程における作業に係る業務で、産前産後・育児・介護・母性保護のための休業をする労働者の代替業務以外のもの。  
= 「49・50」「51」「52・53」「54」及び「59の一部」

特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
10	5	5	5	5

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i～ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
4	2	2	2	2						

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数（⑤ i～iv）

**i 「高齢者」:** 60歳以上の者

**ii 「昼間学生」:**  
雇用保険の適用を受けない昼間学生の範囲と同一であるが、次のいずれかに該当する場合には、日雇派遣の例外となる学生又は生徒に含まれない。

- ・ 定時制の課程に在学する者(大学の夜間学部、高等学校の夜間等)
- ・ 通信制の課程に在学する者
- ・ 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業所に就職し、卒業後も引き続き当該事業に勤務する予定の者
- ・ 休学中の者
- ・ 事業主の命により(雇用関係を維持したまま)、大学院等に在学する者(社会人大学生等)
- ・ その他一定の出席日数を課程修了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる者

**iii 「副業として従事する者」:**  
労働者派遣の対象となる日雇労働者の生業収入の額が500万円以上である場合

**iv 「主たる生計者でない者」:**  
労働者派遣の対象となる日雇労働者が主として生計を一にする配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)その他の親族(「配偶者等」)の収入により生計を維持している場合であって、世帯収入が500万円以上である場合

※ 当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合は、最も主たる理由と考えられるものに算定すること。

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数（⑤の内数）

業務	日雇派遣労働者
4-1 情報処理システム開発	2
4-2 機械設計	
4-3 事務用機器操作	
4-4 通訳、翻訳、速記	
4-5 秘書	
4-6 ファイリング	
4-7 調査	
4-8 財務	

**労使協定締結の有無に係わらず全事業所が提出対象**

労働者派遣事業報告書（年度報告）（6月1日現在の状況報告）  
添付書類チェックシート

以下の①、②の項目について回答し、**「YES」にチェックの入ったものすべてを労働者派遣事業報告書に添付**してご提出ください。

① 労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定を締結している。

必要な添付書類	
<input type="checkbox"/> YES	<b>労使協定の写し</b> ※労使協定で就業規則などによることとしている場合は、労使協定で引用している就業規則等の該当部分の写しも併せて添付することが必要です。
<input type="checkbox"/> NO	⇒以下②の回答は不要です。

# × 36協定

## ○ 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

### 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

〇〇人材サービス株式会社（以下「甲」という。）と〇〇人材サービス労働組合（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条 本協定は、派遣先でプログラマーの業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第○条に準じて、法律の定めに従って支給する。

※ 引用するものは全て該当部分のコピーが必要となります。

※労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更された場合に提出するもの

例)

労使協定の有効期間が2年以上である場合  
(有効期間：令和5年4月～令和7年3月)



令和5年4月～令和6年3月までの一般賃金と  
令和6年4月～令和7年3月までの一般賃金の  
差異を確認し、一般賃金の額と同等以上で  
あることを確認したという確認書



※この確認書は、一般賃金額のみ変更となった場合に活用できるもので  
協定対象派遣労働者の賃金額を変更する場合は、確認書の提出では  
なく、労使協定を締結し直す必要がある。



※労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更された場合に提出するもの

例)  
労使協定の有効期間が2年以上である場合  
(有効期間：令和5年4月～令和7年3月)



令和5年4月～令和6年3月までの一般賃金と  
令和6年4月～令和7年3月までの一般賃金の  
差異を確認し、一般賃金の額と同等以上で  
あることを確認したという確認書

確認書のイメージ

令和 年 月 日

協定対象派遣労働者の賃金の額に関する確認書

●●人材サービス株式会社は、令和〇年〇月〇日付けで●●人材サービス労働組合（過半数代表者〇〇）と締結した「労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定」（労使協定の有効期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日）（以下「協定」という。）について、別紙のとおり、当該協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、職発0806第3号「令和4年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）の第2に定める「一般賃金」の額と同等以上であることを確認しました。

事業主名：

※この確認書は、一般賃金額のみ変更となった場合に活用できるもので  
協定対象派遣労働者の賃金額を変更する場合は、確認書の提出では  
なく、労使協定を締結し直す必要がある。

一般賃金の額  
或指数、一  
体的な額等  
り比較する  
ることを適

切に確認すること。

確認書があったとしても、協定対象派遣労働者の賃金が、一般賃金の額と同等以上となっていない場合には、指導等の対象となること。

※労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更された場合

例)  
 労使協定の有効期間が2年以上である場合  
 （有効期間：令和5年4月～令和7年3月）



令和5年4月～令和6年3月までの一般賃金と  
 令和6年4月～令和7年3月までの一般賃金の  
 差異を確認し、一般賃金の額と同等以上で  
 あることを確認したという確認書

※この確認書は、一般賃金額のみ変更となった場合  
協定対象派遣労働者の賃金額を変更する場合は  
 なく、**労使協定を締結し直す必要がある。**

別紙：協定対象派遣労働者の賃金額と適用年度ごとの一般賃金の額の比較

1. 一般基本給・賞与等

以下のとおり、協定に定める協定対象派遣労働者の基本給・賞与等が、通達第2の1に定める一般基本給・賞与等と同等以上を確保していることを確認しました。

等級	職務の内容	協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額	令和●年度適用の対応する一般賃金の額 (△■県：0.988)	令和○年度適用の対応する一般賃金の額 (△■県：0.992)	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級ソフトウェア開発(AI 関係等高度なプログラム言語を用いた開発)	3,000～	2,200～	2,220～	20年
B ランク	中級ソフトウェア開発(WEB アプリ作成等の中程度の難易度の開発)	2,220～	1,800～	1,815～	10年
C ランク	初級ソフトウェア開発(Excel のマクロ等、簡易なプログラム言語を用いた開発)	1,800～	1,720～	1,722～	0年

2. 一般通勤手当 協定に定める協定対象派遣労働者の通勤手当が、通達の第2の2(1)「実費支給により「同等以上」を確保する場合」により、一般通勤手当と同等以上を確保していることを確認しました。

3. 一般退職金以下のとおり、協定に定める協定対象派遣労働者の一般退職金が、通達の別添4に定める「令和○年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）」の統計調査の数値と同等以上を確保していることを確認しました。

※労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更さ

別紙：協定対象派遣労働者の賃金額と適用年度ごとの一般賃金の額の比較

1. 一般基本給・賞与等

以下のとおり、協定に定める協定対象派遣労働者の基本給・賞与等が、通達第2の

例)  
 労使協定の有効期間が2年以上である場合  
 （有効期間：令和5年4月～令和7年3月）



令和5年4月～令和6年3月までの一般賃金と  
 令和6年4月～令和7年3月までの一般賃金の  
 差異を確認し、一般賃金の額と同等以上で  
 あることを確認したという確認書

○協定対象派遣労働者の退職手当

勤続年数	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満
支給 月数	2.0	3.0	9.0	13.0	16.0
	2.0	5.0	11.0	14.5	18.0

IV

○一般労働者の平均的な退職手当(令和◎年中小企業の賃金・退職金事情(●●県))

勤続年数	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給 月数	0.7	1.2	2.8	4.8	6.9	9.2	12.0	13.3
	1.3	2.1	4.0	6.1	8.9	10.8	13.9	15.1

※この確認書は、一般賃金額のみ変更と  
協定対象派遣労働者の賃金額を変更す  
 なく、労使協定を締結し直す必要があ

(※)一般労働者の平均的な退職手当の支給月数は「令和◎年中小企業の賃金・退職金事情」(●●県)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(○○.○%)をかけた数値である

3. 一般退職金以下のとおり、協定に定める協定対象派遣労働者の一般退職金が、通達の別添4に定める「令和◎年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の統計調査の数値と同値以上を確保していることを確認しました。

## 令和6年度労働者派遣事業 ＜事業報告（様式11号）＞

※期限内での提出よろしく申し上げます

---

改正後の様式は厚生労働省ホームページに掲載しています。入力支援ツール付きの様式も掲載しますので、ぜひご活用ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou_00003.html)